

(目的)

第1条 この要綱は、足立区における保育の利用等に関する条例（平成23年足立区条例第4号）第25条の規定により、区立保育園の管理運営を指定管理者に委託するにつき、これに要する費用を支出し、もって入所児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(支出対象経費)

第2条 委託料の支出対象経費は、別表に定める公設民営保育園委託料支出基準表のとおりとする。

2 別表に掲げる各単価は、国が示す「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）」、足立区が定める「足立区保育扶助要綱（30足教子整発第1419号平成31年2月4日教育長決定）」、「私立保育所入所児童等に対する法外援護実施要綱（30足教子整発第1419号平成31年2月4日教育長決定）」、「足立区延長保育事業費補助要綱（30足教子整発第1299号平成31年1月8日教育長決定）」、「足立区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（30足教子入発第2113号平成30年12月25日教育長決定）」、「足立区保育サービス推進事業補助要綱（30足教子整発第1299号平成31年1月8日教育長決定）」及び「足立区私立保育園施設整備費補助要綱（30足教子整発第1299号平成31年1月8日教育長決定）」によるものとする。

(その他)

第3条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて協議してこれを定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（20足子保発第3386号 平成21年3月3日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（22足子保発第4126号 平成23年3月31日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（23足教子保発第4255号 平成24年3月6日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（24足教子保発第3504号 平成25年3月26日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（27足教子施発第3741号 平成28年3月31日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則（28足教子整発第14号 平成28年4月1日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（28足教子整発第1146号 平成28年11月30日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則（29足教子整発第743号 平成29年11月22日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則（31足教子施発第1174号 令和元年9月30日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則（31足教子施発第2151号 令和2年3月31日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（2足教子施発第1946号 令和3年2月15日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、別表7の部の改正規定は、令和2年12月1日から適用する。

付 則（2足教子施発第2362号 令和3年3月31日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年3月1日から適用する。

付 則（3足教子施発第2331号 令和4年3月3日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年3月1日から適用する。

付 則（4足教子施発第3176号 令和5年3月22日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、別表1の部の改正規定は、令和4年10月1日から適用する。

1 国基準相当			算定基礎等
項 目	範 囲		
1	0歳児～4歳以上児(標準・短時間認定)	保育園の件費・管理費・事業費	単価×各月初日の入所児数
2	3歳児配置改善加算	3歳児に係る保育士配置基準を3歳児15人につき1人により実施する施設	単価×各月初日の3歳児数
3	チーム保育推進加算	年齢別配置基準等を超えて保育士を配置し、職員1人当たりの平均勤続年数が12年以上である施設	単価×各月初日の入所児数
4	副食費徴収免除加算	施設で徴収を実施しない副食費相当額	単価×各月初日の3歳以上児数
5	冷暖房費加算	全ての施設	単価×各月初日の入所児数
6	事務職員雇上費加算	事務職員を配置し国が定める事業等のいずれかを実施する施設	単価×各月初日の入所児数
7	主任保育士専任加算	主任保育士を主任業務に専任させるための代替保育士を配置し国が定める事業等を複数実施する施設	単価×各月初日の入所児数
8	療育支援加算	主任保育士専任加算の対象かつ障害児を受け入れている施設において、主任保育士を補助する者を配置し、子どもの療育支援に取り組む施設	単価×各月初日の入所児数
9	施設機能強化推進費加算	施設の総合的な防災対策を図る取組を行う施設で国が定める事業等を複数実施する施設	単価×3月初日の入所児数
10	高齢者等活躍促進加算	国が定める要件を満たす施設	単価×3月初日の入所児数
11	小学校接続加算	小学校との連携・接続に係る取組を行う施設	単価×3月初日の入所児数
12	栄養管理加算	栄養士を活用して栄養士から継続的な指導を受ける施設	単価×3月初日の入所児数
13	第三者評価受審加算	第三者機関による評価を受審し、結果をHP等により広く公表する施設	単価×3月初日の入所児数
14	処遇改善等加算Ⅱ	国が定める加算要件全てに該当する施設	単価×各月初日の入所児数
15	処遇改善等加算Ⅲ	国が定める加算要件全てに該当する施設	単価×平均年齢別利用子ども数÷各月初日の利用子ども数
16	施設長の未配置	所長が未設置の施設	単価×各月初日の入所児数(減算項目)
17	土曜日閉所調整額	土曜日に保育の提供を実施しなかった施設	単価×各月閉所日数に応じた調整率(減算項目)

2 「足立区保育扶助要綱」相当

2 「足立区保育扶助要綱」相当			算定基礎その他
項 目	範 囲		
1	0歳児～4歳以上児	保育園の件費・管理費・事業費	単価×各月初日の入所児数
2	0歳児保健師加算	0歳児定員が6人以上の施設に保健師等1名を配置するための経費	単価×雇用月数
3	0歳児調理員加算	0歳児定員が6人以上の施設に調理員1名を増配置するための経費	単価×雇用月数
4	0歳児嘱託医手当加算	0歳児定員が6人以上の施設における嘱託医の手に要する経費	年額
5	0歳児保育推進加算	0歳児未充足児数にみあう保育士配置経費	単価×0歳児未充足児数
6	特例保育士加算	定員61人～129人の施設に保育士1名、定員130人以上の施設に保育士2名を増配置するための経費	単価×雇用月数
7	特例パート加算	パート保育士雇用に関する経費	単価×パート保育士数×雇用月数
8	暖房費加算	11時間開所時間内の採暖の充実に要する経費	単価×月数(11月～3月までの開設月数)
9	発達支援加算	障害児の処遇向上に対する人件費	単価×雇用月数
10	産休等代替職員費	保育士、保健師(看護師含む)、調理員の産休・病休職員の代替職員を雇用する経費	単価×代替職員数×雇用日数 産休(16週以内) 病休(90日以内)
11	地域活動事業費	世代間交流等事業、異年齢児交流事業、育児講座・育児と仕事の両立支援事業に要する経費	単価×事業数 (各事業年3回以上実施、限度額内)

3 「私立保育所入所児童等に対する法外援護実施要綱」相当

3 「私立保育所入所児童等に対する法外援護実施要綱」相当			算定基礎その他
項 目	範 囲		
1	寝具費	児童の寝具を購入するための経費。4月に支給	単価×組数(定員の20%) (組数小数点以下切上げ)
2	保育所行事用経費	子供の日(5月)、母の日(5月)、七夕(7月)、運動会(10月)、クリスマス(12月)、終了式(3月)の行事用経費	単価×各行事月初日の入所児数
3	食育促進加算	3歳以上児に係る副食費について、実際にかかった費用が保護者から徴収した金額を大幅に下回る状況が続いた場合、全年齢における当該加算を停止することがある。	単価×各月初日の入所児数
4	発達支援加算	発達支援加算の認定を受けた児童に対する保育士配置経費(4.5歳児はクラスで原則として1名までの補助)	単価×雇用月数
5	嘱託医手当	0歳児保育未実施園	年額
6	備品充実費	備品購入に要する経費	単価と実績を比較して少ない額
7	検食費	給食の検食に要する経費	日額単価×292日(保育日数) (年365-日曜52-祝祭日15-年末年始6)
8	布団消毒・乾燥費	9月、3月初日の定員数。4月に支給	該当月初日の定員数
9	職員給与改善費	区職員配置基準による各職種別職員数の範囲内で、現に従事している職員の給与を改善するための経費	単価×区職員配置職員数×12か月
10	夏期アルバイト	夏期で就労時間480時間以内(ただし、実績と比較して少ない額)	単価×雇用日数
11	運営充実費	当該保育所に拠点において当該保育園の運営に資する経費。	単価×各月初日の入所児数
12	園外保育バス借上費	園外保育実施月初日における4歳以上児入所児数 60人以下の園に1台、61人以上の園に2台	単価と実績を比較して少ない額
13	ゴミ処理費	ゴミ処理に要する経費	単価×12か月
14	用務員パート加算	該当園に、当該年度の2月まで支給(1名まで)	単価×雇用月数(4月から2月まで)
15	非常勤保育士加算	該当園に、毎月支給(2名まで)	単価×雇用月数
16	賠償保険増額分	該当園に、4月に支給	年額
17	時短非常勤加算	(保育士)勤務時間を40時間に短縮するための上乗せ経費。区職員配置基準の保育士定数のほかに、非常勤保育士を増配置した場合に加算。ただし、同定数と雇用人数を比較して少ない人数。 (調理員等)区職員配置基準	単価×12か月 保育士定数 12人未満 非常勤1名 12人～18人 非常勤2名 19人以上 非常勤3名 単価×基準調理員数
18	衛生検査費	0歳児担当職員及び調理員等で5月分から9月分までの検便費用(1人月2回)	単価×職員数(常勤・非常勤・パート)
19	非常通報装置維持管理費	東京都指定の非常通報装置の維持管理費用	単価と実績を比較して少ない額
20	アレルギー対応及び4歳児午睡廃止補助員加算	「アレルギー」の診断を受けた児童1人又は「アレルギー」の診断を受けた1歳児若しくは2歳児が同クラスに3人以上在籍し、代替食で対応している保育園又は「4歳児保育において午睡廃止をしている保育園」において合計週20時間以上補助員を配置している場合に補助員1名分を加算	単価×雇用月数

4 延長保育事業(単価は、「足立区延長保育事業費補助要綱」による)

4 延長保育事業(単価は、「足立区延長保育事業費補助要綱」による)			算定基礎等
項 目	範 囲		
1	延長保育事業	自主的な取り組みによる延長保育事業の実施に要する経費の一部を補助する	基本分単価(延長保育における対象児童数区分別単価)

5 「足立区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱」相当

5 「足立区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱」相当			算定基礎等
項 目	範 囲		
1	キャリアアップ補助金	足立区保育士等キャリアアップ補助金相当額	補助要綱により算出した額

6 「足立区保育サービス推進事業補助要綱」相当

6 「足立区保育サービス推進事業補助要綱」相当			算定基礎等
項 目	範 囲		
1	保育サービス補助金	足立区保育サービス推進事業補助金相当額	補助要綱により算出した額

7 減算項目(単価は、「足立区私立保育園施設整備費補助要綱」による)

7 減算項目(単価は、「足立区私立保育園施設整備費補助要綱」による)			算定基礎等
項 目	範 囲		
1	公設民営保育園委託料調整減算	本体工事費・特殊附属工事費・設計料加算・保育所開設準備費加算・解体撤去工事・仮施設設置工事及び高騰加算相当額	単価×1/20×1/8